

分科会について

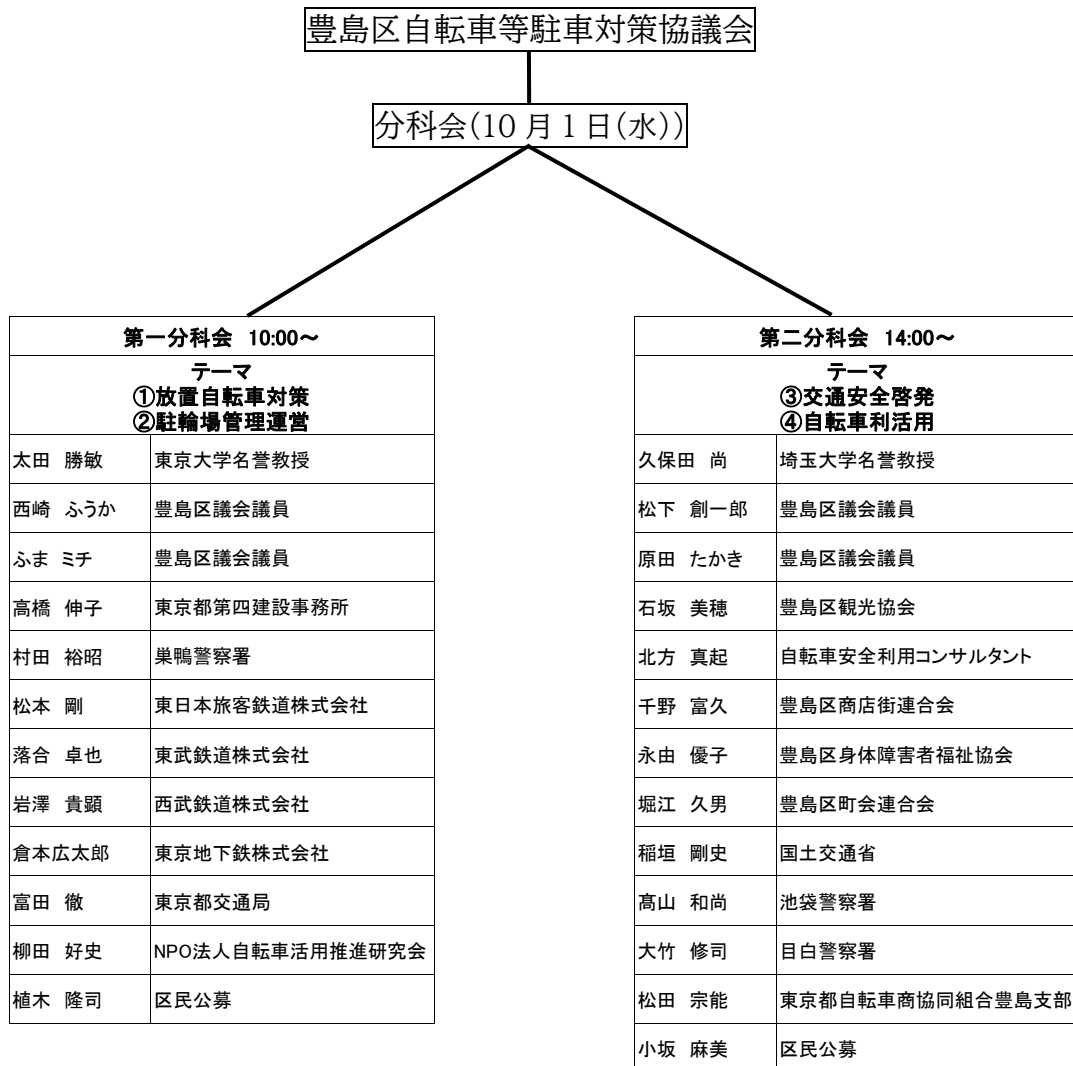
1. 目的

第三次総合計画策定にあたり、「①放置自転車対策、②駐輪場管理運営、③交通安全啓発、④自転車利活用」について、技術的・専門的視点から現状と課題、今後10年間の目標について議論するものとする。

2. 根拠

豊島区自転車等駐車対策協議会分科会設置要綱に基づく(裏面参照)。

3. 体系



(別紙)

豊島区自転車等駐車対策協議会分科会設置要綱

(設置)

第1条 豊島区自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という)の円滑な運営の補佐、豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画(以下「総合計画」という)の推進及び豊島区自転車走行環境計画(以下「走行環境計画」という)の推進のため、分科会を設置する。

(所掌事項)

第2条 分科会は、次の各号に掲げる事項を審議したうえ、協議会に報告する。

- (1) 協議会の運営の補佐に関すること
- (2) 総合計画の推進に関すること
- (3) 走行環境計画の推進に関すること

(組織)

第3条 分科会の委員は協議会の委員より、土木管理課長が指名する。

(委員の任期)

第4条 委員等の任期は、審議結果を協議会に報告するまでの期間とする。

(座長)

第5条 分科会に座長を置く。

2 分科会の座長は、委員の互選によって定める。

3 分科会の座長は分科会を代表し、会務を総括する。

4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 座長は、必要に応じて分科会を招集する。

(委員以外の者の出席等)

第7条 座長は、特に必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者に分科会への出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 分科会の庶務は、都市整備部土木管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する